

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ■ 保険料の見直しについて ■

### ■ 保険料率に関する制度改正があります

- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料とは別に、子ども分の保険料率を算定します。令和9年度における子ども分の保険料率は令和8年度中に算定します。
- 子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

### ■ 保険料率が変わりました

令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<医療分>	
● <b>均等割</b> (被保険者が等しく負担)	令和6・7年度 (年間) <b>52,953円</b> → 令和8・9年度 (年間) <b>59,963円</b> (7,010円増)
● <b>所得割</b> (被保険者の所得に応じて負担)	令和6・7年度 (年間) <b>11.79%</b> → 令和8・9年度 (年間) <b>11.61%</b> (0.18ポイント減)
● <b>賦課限度額</b> (1年間の保険料の上限額)	令和6・7年度 (年間) <b>80万円</b> → 令和8・9年度 (年間) <b>85万円</b> (5万円増)
<子ども分>	
● <b>均等割</b> (被保険者が等しく負担)	令和8年度 (年間) <b>1,364円</b>
● <b>所得割</b> (被保険者の所得に応じて負担)	令和8年度 (年間) <b>0.28%</b>
● <b>賦課限度額</b> (1年間の保険料の上限額)	令和8年度 (年間) <b>2万1千円</b>

### ■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【令和7年度まで】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減

【令和8年度から】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + <b>31万円</b> × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + <b>57万円</b> × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減